



証拠ってなに？

法テラス八雲法律事務所 弁護士 塚本 恒
(函館弁護士会所属)



■「論より証拠」ということわざがあります。議論することよりも、証拠を示すことによって物事が明らかになるという意味だそうです。日常生活でも「証拠はあるのか」といった言葉や、「請求をするには証拠が足りない」といった言葉を交わしたこともある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。他方、当事者である自分がしっかりと記憶しているのに、他に証拠が必要だという話になることに違和感を覚えた方もいらっしゃると思います。「俺が証拠だ」とはならないのでしょうか？

■民事訴訟ではあらゆるものが証拠になり得ます。たとえば、契約書・契約当時に作成したメモ書き・日記・今の自分の記憶の4つを比べたときに、証拠としての力の強弱に差や確からしさに開きがあることはおわかりでしょうか。その証拠としての力が弱いものしかないときに、「証拠が足りない」といった議論になります。

■それに加えて、普通ならばあるはずの証拠がないときというのは、その証拠がないことについてそれ相応の説明を求められることとなります。

■それでは、どうしておけば良いのでしょうか？一般論としては、その当時に作られた証拠であるほど、証拠としての力は強くなります。そのため、書面を残しておいたほうが良いということになります。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-3383)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

飲酒運転の根絶「飲む前に ハンドルキーパー 決めたかな」

■飲酒運転は悪質な犯罪！

飲酒運転は、悲惨な交通事故を引き起こす悪質、危険な運転行為です。お酒を飲むとわずかな量でも運転に大きな影響を及ぼし、重大事故を起こす可能性が高くなります。

二日酔いでの運転も「飲酒運転」です。深酒した後の運転や、身体にアルコールが残っている場合の運転は絶対にやめましょう。

皆さん一人一人が「飲酒運転をしない、させない、許さない」ことを強く意識して、社会全体で飲酒運転を根絶する気運を醸成しましょう。

■飲酒運転は、運転者以外も処罰の対象！

飲酒運転は、運転者だけではなく、周りの人にも重い処罰があることを知っていますか。

車を運転するおそれのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗した場合は、飲酒運転と同様に処罰の対象になります。



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110